

鹿屋市告示第 458 号

鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 7 年 10 月 1 日

鹿屋市長 中西 茂



令和 7 年 10 月 1 日 決 裁

鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、設備投資等による事業者の所得向上及び事業拡大による雇用創出並びに地域経済の活性化、産業振興及びふるさと納税寄附額増に資するため、予算の範囲内において鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 鹿屋市（以下「本市」という。）で事業を営み、又は営もうとする個人若しくは法人をいう。
- (2) ふるさと納税 個人が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき総務大臣に指定された市町村等に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附額のうち2,000円を超える部分について、寄附金税額控除により所得税及び住民税から原則として全額が控除される制度をいう。
- (3) クラウドファンディング 鹿屋市長（以下「市長」という。）が別途定める公募要項等に基づき採択された事業を、ふるさと納税の仕組みを活用して、本市が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その事業に必要な資金を調達することをいう。
- (4) 返礼品等 本市が寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する、本市の区域内において生産された物品、提供される役務その他これらに類するものであって、地方税法の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
- (5) ふるさと納税返礼品提供事業者 ふるさと納税制度を活用し、本市へ寄附を行った寄附者に対し、返礼品等を提供する事業者をいう。
- (6) ポータルサイト 本市がふるさと納税制度を活用し、寄附募集を行う窓口となる民間企業等が運営するインターネットサイトをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業クラウドファンディング対象事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、対象事業者として採択した者（以下「採択事業者」という。）のうち、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年以上、ふるさと納税返礼品提供事業者として、返礼品等の提供に取り組む意思がある又は返礼品提供を前提に本市に立地しようとする者であり、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 事業の実施主体でない者
- (2) クラウドファンディングの実施に当たり、設定された目標金額を達成していない者。ただし、目標金額を達成していない場合でも、採択事業者が自らの責において事業を遂行することを市長に届け出て、その承認を得た者を除く。
- (3) 市内に事業所等を設置し、又は設置する予定があり、自らの責において継続して事業に取り組む意思がないと市長が認める者
- (4) 公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者
- (5) 税の滞納がある者（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）
- (6) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (7) 鹿屋市ふるさと納税返礼品提供事業者として登録できない者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

（選定委員会の設置）

第4条 市長は、前条の採択事業者の審査、選定及び採択を行うため、選定委員会を設置する。

2 選定委員会の設置については、市長が別に定める。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 市長は、補助対象者が行う返礼品等として提供できる新商品等の開発、既存商品等の品質、生産性の向上など、経営力向上に資するものであって、その事業の用に直接供し、本市に設置する新たな設備等へ投資する事業（以下「補助対象事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める

経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、補助率及び限度額については、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 税の滞納がない証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第7条 市長は、第6条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を規則第5条の補助金等交付決定通知書により申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（計画変更の承認等）

第8条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する事項の変更をしようとするときは、あらかじめ規則第8条の計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- (2) 補助対象事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 前項第1号に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の減少
- (2) 事業の趣旨に影響を与えない変更

3 市長は、第1項の計画変更承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更が妥当であると認めるときは、これを承認し、規則第8条の計画変更承認通知書により補助対象者に通知するものとする。

(契約等)

第9条 補助対象者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、事前に相手方との契約について市長の承認を得るものとする。

2 補助対象者は、契約の相手方に対し、補助対象事業の適正な遂行のため、必要に応じて市長が行う調査に協力するよう措置をとることとする。

3 補助対象者と契約する事業者が、指名停止措置等を受けた場合、市長は必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害時の場合の措置)

第10条 補助対象者は、非常災害等により被害を受けたために補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、内容を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(状況報告)

第11条 補助対象者は、市長が状況報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、規則第14条の事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（別記第3号様式）

(2) 収支精算書（別記第4号様式）

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できないときは、市長に速やかに報告しなければならない。

- 3 市長は、前項の報告を受けたときは、内容を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び現地調査等の完了検査を行い、補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の補助金等交付確定通知書により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第14条 補助金は、前条により補助金の額を確定し、請求書の提出があった後に支払うものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(寄付金の管理等)

第15条 クラウドファンディング等により受領した寄附額から補助金の額を差し引いた寄附額は、ふるさと鹿屋応援基金条例（平成21年鹿屋市条例第4号）に基づくふるさと鹿屋応援基金により管理するものとする。

- 2 補助対象者は、補助対象事業が完了した日の属する年度から5年間は、当該提案事業を継続するとともに、年度ごとの活用状況等について、鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業に伴う状況報告書（別記第5号様式）により、市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、補助対象者が事業を継続しなかったときは、未履行期間中の事業実施状況を精査し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 4 前項の規定において、ふるさと納税制度が法律により廃止された場合において、法律が廃止された年度以降に事業継続しなかった場合はこの限りではない。
- 5 市長は、必要に応じて、補助対象事業完了後の状況について報告を求めることができるものとし、補助対象者は市長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 補助対象者が、天災地変、経済危機、その他不可抗力により補助対象事業が完了した日の属する年度から5年間のうちに補助を受けた事業の遂行が困難になったときは、市長に報告しなければならない。

7 前項の報告を受けたときは、内容を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(財産の管理及び処分の制限等)

第16条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」をいう。）については、補助対象事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的等を勘案して、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年間（土地取得の場合は10年間）とし、補助対象者は、処分を制限された取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、補助対象者が前項の期間内に取得財産等を処分したときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがある。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費及び補助率

補助対象経費	本事業を実施するために直接必要な経費 (1) 土地取得費（測量費、造成費を含む。）※ (2) 施設整備費 (3) 施設・設備の撤去に係る経費 (4) 土地建物等賃借料（補助対象事業着手から完了までの期間（最大24月）に限る。） (5) 内装・装備・施工工事費 (6) 建物改築費 (7) その他市長が適切と認める経費 ※【土地取得費を交付の対象とする要件】 次の各号をいずれも満たす場合のみ対象とする。 (1) プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。 (2) 新たな工場等の設置を伴う事業であること。 (3) 既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。 (4) 土地所得等の契約後3年以内に工場等の稼働を開始すること。 (5) 新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。
補助対象外経費	(1) 公租公課 (2) 消費税及び地方消費税 (3) 官公署に支払う手数料等 (4) 人件費 (5) 飲食費 (6) 交際費 (7) 商品開発費（デザイン費含む。）

	(8) 返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費や梱包資材費等） (9) その他市長が不適切と認める経費
補助率	補助対象経費の10分の10以内
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、本事業に係るクラウドファンディングにおいて、ポータルサイトで受領した寄附金の10分の4に相当する額又は1,000万円のうち、いずれか小さい額を上限とする。
補助金総額の限度額	補助対象経費の総額

別記

第1号様式（第6条関係）

鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業補助事業計画書

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	事業所所在地及び連絡先	
4	主たる業種	
5	補助対象経費	

2 現状認識

①自社の事業概要 ②自社の経営状況

3 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容 ②将来の展望

第2号様式（第6条関係）

収支予算書

事業者の氏名又は名称

収入

科 目	予 算 額	備 考
補助金		
売上（返礼品等分）		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

支出（兼 補助対象経費の概算見積書）

科 目	予 算 額	備 考
補助対象経費		
	① 小 計	
補助対象外経費		
	② 小 計	
合計（①+②）		

（注1）補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

第3号様式（第13条関係）

事業実施報告書

1 実施概要

事業者の氏名又は名称	
代表者名（事業者が法人の場合）	
事業所所在地	
補助対象事業を行った所在地	

2 事業の実施内容

--

3 今後の活動について

--

第4号様式（第13条関係）

収支精算書

事業者の氏名又は名称

収入

科 目	予 算 額	備 考
補助金		
売上（返礼品等分）		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

支出（兼 補助対象経費の概算見積書）

科 目	予 算 額	備 考
補助対象経費		
	① 小 計	
補助対象外経費		
	② 小 計	
合計（①+②）		

（注1）補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

第5号様式（第16条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所

氏名

鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業に伴う状況報告書

年度鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業補助金交付要綱第16条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 売上状況

【集計期間】 年 月 日 ～ 年 月 日

分類 ※	売上高 (単位：千円)		売上高詳細（単位：千円）				
			ふるさと納税	自店舗販売	ECサイト	小売店	その他
A	計画						
	実績						
B	計画						
	実績						

※ A：全体の売上高 B：Aのうち設置した設備等を使用する商品の売上高

2 設置した設備等の利用状況

設備等名：	
チェック項目	判定
(1) 手続なしに処分していないか。	
(2) 計画どおりの利用がなされているか。	

注 判定の記入法：適正（問題なし）「○」 不適正（問題あり）「×」

該当しない事項 「－」